

第4期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第4期

(2020年6月1日から2021年5月31日まで)

■事業報告

4. 会社の新株予約権に関する事項
5. 会計監査人に関する事項
6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要に関する事項
7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

連結持分変動計算書
連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社きずなホールディングス

上記の事項は、法令および定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

当社ウェブサイト：<https://www.kizuna-hd.co.jp/ir/meeting>

4. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

①第1回新株予約権

発行決議年月日	2016年12月16日	(注) 1
保有者数	当社取締役	1名
新株予約権の数	50,000個	(注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株	(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1,000円	(注) 3
新株予約権の発行価額	1個あたり70円	
新株予約権の行使期間	2017年6月1日から2026年12月15日まで	(注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,070円 資本組入額 535円	
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合は、当社のEBITDAが以下(ア)乃至(ウ)のいずれにも該当しない場合には、本新株予約権を行使することができない。 (ア) 2018年5月期におけるEBITDAが850百万円以上である場合 (イ) 2019年5月期におけるEBITDAが1,050百万円以上である場合 (ウ) 2020年5月期におけるEBITDAが1,150百万円以上である場合	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得及び本新株予約権の質入等の処分については、当社の取締役会の決議による承認を要する。	

(注) 1. 本新株予約権は、2017年6月1日に株式移転により当社が設立されたことに伴い、(株)家族葬のファミリーユで2016年12月16日に発行決議された第1回新株予約権に代えて、当社で発行されたものです。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数(以下「付与株式数」といいます。)は1株です。

但し、当社が本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後に、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整されます。(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てます。)

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする

場合には、付与株式数は必要かつ合理的な範囲で適切に調整されます。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点において権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われます。

3. 割当日後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとします。

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整されます。

4. 行使期間の最終日が当社の休業日に当たる場合はその前営業日を最終日とします。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりです。

① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が本新株予約権の全部又は一部を行使しない旨を書面により当社に通知した場合には、当社は、取締役会の決議により、別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部又は一部を1個当たり70円又は当該通知をした日における本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が以下のいずれかに該当することに起因して当社の取締役としての地位を失った場合（任期満了時において重任されない場合を含む。）、当社の取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権のすべてを1個当たり70円又は当該取締役としての地位を失った日における本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。

i. 当社の取締役会の決議による承認を得ずに、当社の取締役を辞任した場合

ii. 法令又は当社の定款若しくは社内規程に違反した場合

iii. 当社の経営上の重要な情報の適正管理や公正な商取引の推進その他当社の取締役としての善管注意義務の履行に疑義が生じた場合

iv. 死去した場合

③ 当社は、新株予約権者が上記②に定める場合以外の場合に当社の取締役を退任した場合、当社の取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、以下に従い算出される数値に、当該新株予約権者が保有する本新株予約権の個数を乗じた本新株予約権（計算により生じる1円未満の端数は切り下げる。）を1個当たり70円又は新株予約権者が当社の取締役を退任した日における当該本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。

i. 2017年8月以前に退任した場合
100%

ii. 2017年9月から2018年8月に退任した場合
100% - (30% × 2017年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数 ÷ 12)

iii. 2018年9月から2019年8月に退任した場合
100% - (30% × 2018年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数 ÷ 12 + 30%)

iv. 2019年9月から2020年8月に退任した場合
100% - (40% × 2019年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数 ÷ 12 + 60%)

④ 上記③において以下のいずれにも該当しない場合上記③ i 乃至 iv に従い算出される数値は100%とする。

- i. 当社の2018年5月期から2020年5月期の3事業年度におけるEBITDA（当社連結損益計算書の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたものをいう。但し、当該事業年度において当社が連結財務諸表を作成していない場合には、EBITDAの計算においては、それぞれ当社単体の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を参照するものとする。いずれの場合においても株主総会で承認された計算書類に限る。以下同じ。）が、下記のいずれかに該当する場合
 - (ア) 2018年5月期におけるEBITDAが 850百万円以上である場合
 - (イ) 2019年5月期におけるEBITDAが1,050百万円以上である場合
 - (ウ) 2020年5月期におけるEBITDAが1,150百万円以上である場合
- ii. 新株予約権者が当社の取締役を退任した日の属する事業年度において、当該事業年度（但し、退任した日の属する月の3か月前の月が前事業年度に属する場合は前事業年度）の初月から退任した日の属する月の3か月前の月までの月次累計EBITDA（当社の取締役会で報告された月次の計算書類を参照するものとする。以下、この号において同じ。）が、当該期間に対応する当社の予算EBITDA以上である場合

②第2回新株予約権

発行決議年月日	2017年12月25日	
保有者数	当社取締役 1名	
新株予約権の数	25,000個	(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	25,000株	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1,600円	(注) 2
新株予約権の発行価額	1個あたり105円	
新株予約権の行使期間	2017年12月25日から2027年12月24日まで (注) 3	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,705円	資本組入額 853円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合は、当社のEBITDAが以下(ア)及び(イ)のいずれにも該当しない場合には、本新株予約権を行使することができない (ア) 2019年5月期におけるEBITDAが1,050百万円以上である場合 (イ) 2020年5月期におけるEBITDAが1,150百万円以上である場合	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得及び本新株予約権の質入等の処分については、当社の取締役会の決議による承認を要する。	

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数(以下「付与株式数」といいます。)は1株です。
但し、当社が本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後に、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整されます。
(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てます。)
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は必要かつ合理的な範囲で適切に調整されます。
なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点において権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われます。
2. 割当日後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等(新株予約権の行使による場合を含まない。)を行

う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとします。

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整されます。

3. 行使期間の最終日が当社の休業日に当たる場合はその前営業日を最終日とします。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりです。

① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が本新株予約権の全部又は一部を行使しない旨を書面により当社に通知した場合には、当社は、取締役会の決議により、別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部又は一部を1個当たり105円又は当該通知をした日における本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が以下のいずれかに該当することに起因して当社の取締役としての地位を失った場合（任期満了時において重任されない場合を含む。）、当社の取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権のすべてを1個当たり105円又は当該取締役としての地位を失った日における本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。

i. 当社の取締役会の決議による承認を得ずに、当社の取締役を辞任した場合

ii. 法令又は当社の定款若しくは社内規程に違反した場合

iii. 当社の経営上の重要な情報の適正管理や公正な商取引の推進その他当社の取締役としての善管注意義務の履行に疑義が生じた場合

iv. 死去した場合

③ 当社は、新株予約権者が上記②に定める場合以外の場合に当社の取締役を退任した場合、当社の取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、以下に従い算出される数値に、当該新株予約権者が保有する本新株予約権の個数を乗じた本新株予約権（計算により生じる1個未満の端数は切り上げる。）を1個当たり105円又は新株予約権者が当社の取締役を退任した日における当該本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。

i. 2018年1月から2018年8月に退任した場合

100% - (20% × 2018年1月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数
(ただし当該経過月数が零以下の場合は零とする) ÷ 5)

ii. 2018年9月から2019年8月に退任した場合

100% - (40% × 2018年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数 ÷ 12 + 20%)

iii. 2019年9月から2020年8月に退任した場合

100% - (40% × 2019年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数 ÷ 12 + 60%)

④ 上記③において以下のいずれにも該当しない場合上記③ i乃至ivに従い算出される数値は100%とする。

i. 当社の2019年5月期及び2020年5月期の2事業年度につき、EBITDA（当社連結損益計算書の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたものをいう。但し、当該事業年度において当社が連結財務諸表を作成していない場合には、EBITDAの計算においては、それぞれ当社単体の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を参照するものとする。いずれの場合においても株主総会で承認された計算書類に限る。以下同じ。）が、下記のいずれかに該当する場合

(ア) 2019年5月期におけるEBITDAが1,050百万円以上である場合

(イ) 2020年5月期におけるEBITDAが1,150百万円以上である場合

ii. 新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役を退任した日の属する事業年度において、当該事業年度（但し、退任した日の属する月の3か月前の月が前事業年度に属する場合は前事業年度）の初月（ただし、当該事業年度が2018年5月期である場合は2017年11月とする。）から退任した日の属する月の3か月前の月までの月次累計EBITDA（当社の取締役会で報告された月次の計算書類を参照するものとする。以下、この号において同じ。）が、当該期間に対応する当社の予算EBITDA以上である場合

③第3回新株予約権

発行決議年月日	2019年5月30日
保有者数	当社取締役 1名
新株予約権の数	2,500個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,500株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり2,000円 (注) 2
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使期間	2022年6月1日から2029年5月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、その権利行使時において、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の役員若しくは従業員の地位であることを要する。新株予約権者は、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の役員もしくは従業員の地位を失った場合（死亡による場合を含む。）、その時点以降、未行使の本新株予約権の全部を行使することができなくなり、当該時点において当該未行使の本新株予約権の全部を放棄したものとみなされる。 ② 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得及び担保権等の設定その他本新株予約権の処分については、当社の取締役会の決議による承認を要する。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます。）は1株です。
但し、当社が本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整されます。（調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てます。）
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用します。
また、上記の他、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができます。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点において権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われます。

2. 割当日後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めなときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用します。

当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等を行う場合（無償割当ての場合も含む。）（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「時価」とは、当社普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場される日（以下「株式公開日」という。）の前日以前においては、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、株式公開日以降においては、調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とします。

また、「既発行株式数」とは、基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとします。

調整後行使価額は、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用します。

さらに、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価格の調整を行うことができます。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりです。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者（同人の死亡による場合には、その相続人を含む。）の有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当事業年度中に当社及び当社の子会社の使用人に対して職務執行の対価として付与された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 報酬等の額

区 分	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当 社	29,300千円	—
連結子会社	—	—
合 計	29,300千円	—

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の監査報酬については、監査役会が監査計画の内容を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの算出根拠などを確認、検討した結果、妥当な水準であると判断し、同意しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、法令または基準等が定める会計監査人の独立性及び適格性、並びに監査体制及び監査品質等、監査が適切に行われるかを総合的に勘案して、選任及び不再任等の株主総会に提出する議案の決定を行います。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると考えられる場合は、必要に応じて、監査役の全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要に関する事項

(1)業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2020年8月13日の取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。それらの概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役は、経営理念、基本的使命及び行動規範を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓発を継続し、法令遵守を最優先とする企業風土を醸成する。
 - (b) 取締役は、コンプライアンスに関する社内規程等に従い、担当責任部門は社内の意思決定プロセス及び業務執行において、会社全体を横断する調査、監督指導を行う。
 - (c) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
 - (d) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。
 - (e) 社長直属部門として内部監査業務を専任所管する部門（以下「内部監査部門」という）を設けており、年度監査計画に基づいて専任担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は社長以下関係役員及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。
 - (f) 必要に応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
 - (g) 当社の事業活動又は取締役及び従業員の法令遵守上疑義のある行為等について、従業員が直接通報を行うことのできる手段を設け、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付けるとともに、通報者の人事上の保護を徹底した内部通報に関する制度を運用する。
 - (h) 財務報告の信頼性を確保し、適時適切な開示を行うため、「経理規程」をはじめとする諸規程を制定し、「会社法」及び「金融商品取引法」並びに関連法令を遵守する体制を構築する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規定等の見直し等を行う。
 - (b) 取締役・監査役は、必要に応じて文書等を閲覧できる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理に関する規程（リスクマネジメント基本規程）を制定又は改定し、当社

の事業活動において想定される各種リスクを検討する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理する体制を構築する。なお、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとする。

- (b) 不測事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、事前に社長と、定められたミーティングで議論を行い、その審議を経て、取締役会で執行決定を行うものとする。
 - (b) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。
 - (c) 経営理念の実現に向け、内外の環境を考慮し策定する中期業務計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務が執行されている。
 - (d) 取締役会は、財務報告とそれに係る内部統制に関して、経営者を適切に監督・監視する責任があることを認識し、実行する。
 - (e) 適正な財務報告を確保するために、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ⑤ 監査役が補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 当社の内部監査部門が監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する。
 - (b) 監査役が補助者の採用を希望する場合は、取締役と監査役が協議し、決定する。
 - (c) 監査役より監査役を補助することの要請を受けた内部監査部門の従業員は、その要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。
 - (d) 当該従業員の人事異動、人事評価及び懲戒処分は、監査役の同意を得なければならないものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a) 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求める。
 - (b) 取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。
 - (c) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。内部通報制度により通報された重要な件についても同様とする。
 - (d) 監査役は、取締役会に出席し、適宜意見を述べる。

- (e) 内部監査部門が実施した監査結果について監査役に報告する。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役、監査法人及び内部監査部門は意見交換の場を持ち、相互の連携を図っている。
- (b) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合を持っている。
- (c) 監査役は、取締役、部門長、従業員から必要に応じてヒアリングを実施する。
- ⑧ 反社会的勢力との関係遮断
- 常に社会的良識を備えた行動に努めるとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関係を遮断し、全社一体の毅然とした対応を徹底する。
- ⑨ 当社及びその連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 企業集団における業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理は経営管理本部が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、経営管理本部長を通じて、遅滞なく取締役会に報告する。
- (b) 内部監査部門の責任者は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的実施し、その結果について社長に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見した場合、遅滞なく社長を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役会へ報告する。各監査役は、取締役、部門長、従業員から必要に応じてヒアリングを実施する。
- (c) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。
- ⑩ 監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制
- (a) 会社におけるコンプライアンス違反行為の防止及び早期発見による自浄機能の向上を図り、会社の社会的信頼の確保に資することを目的とし、内部通報制度に関する規程を定める。
- (b) 監査役は、重要な情報が監査役にも提供されているか及び通報を行った者が通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことが内部通報制度において確保されているかを確認し、その内部通報制度が企業集団を含め有効に機能しているかを監視し検証しなければならないものとする。
- ⑪ 監査役職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針
- 監査役は、その職務の執行について生ずる費用（外部の専門家の助言に関する費用を含む）について、会社から前払又は償還を受けることができることを監査役監査基準に定める。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス及びリスクに関する事項

「コンプライアンス規程」に基づいて代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク委員会を四半期に1回、当事業年度は4回開催し、コンプライアンス問題及びリスク懸念について定期的に報告を受け、リスクの顕在化を予防するとともに、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、リスクが顕在化した際の迅速かつ適切な措置を講じる体制を整備しております。また当社および子会社の取締役及び従業員が直接報告・相談できる内部通報窓口の設置・運用を通して、当社のコンプライアンスの実効性確保に努めております。

② 内部監査に関する事項

内部監査室により、当社の法令および定款ならびに社内規程の遵守体制、内部統制プロセスの有効性についての監査を行うほか、当社グループ各部門への監査を継続して実施しており、監査結果を代表取締役社長に都度報告するほか、監査結果を監査役会と適宜共有しております。

③ 取締役及び従業員の職務執行に関する事項

「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「組織規程」等の社内規程に基づき、当社の取締役及び従業員の職務執行の効率性を確保しているほか、当事業年度は22回開催した取締役会において、十分に審議できる環境を確保しております。また子会社の経営状況を確認するため、(株)家族葬のファミリーにおいて執行役員会を月1回、当事業年度は12回開催し、子会社の執行役員等から取締役が定期的に報告を受け、業務の適正を確保しております。

④ 監査役職務に関する事項

監査役は、取締役会をはじめとする当社の重要な会議に出席し、必要に応じて当社および当社グループの取締役および従業員にヒアリングをする機会を設けているほか、会計監査人や内部監査室との連携を目的とした定期的な会合を実施し、当事業年度は15回開催した監査役会で議論するなど、監査の実効性を確保しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を最重要課題の一つとして位置づけており、業績、経営基盤の強化及び将来の成長性等を総合的に勘案して、安定的・継続的な利益配当を実施することを基本的な方針としておりますが、当面の間は「企業価値の長期的最大化」を目指し、将来の事業拡大に必要な設備投資、M&A等の成長投資を優先し、そのための内部留保を確保する方針です。

内部留保資金につきましては、前述の成長投資に充てる他、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営組織体制強化の財源として利用していく予定であります。

将来的には、財政状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への安定的かつ継続的な利益還元を検討してまいります。配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点で未定であります。

連結持分変動計算書
(2020年6月1日から2021年5月31日まで)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2020年6月1日残高	153,360	2,579,379	828,221	－
当期利益	－	－	359,368	－
当期包括利益	－	－	359,368	－
自己株式の取得	－	－	－	△54
株式報酬	－	－	－	－
所有者との取引額等合計	－	－	－	△54
2021年5月31日残高	153,360	2,579,379	1,187,589	△54

	親会社の所有者に帰属する持分			資本合計
	その他の資本の構成要素		合計	
	新株予約権	合計		
2020年6月1日残高	26,148	26,148	3,587,110	3,587,110
当期利益	－	－	359,368	359,368
当期包括利益	－	－	359,368	359,368
自己株式の取得	－	－	△54	△54
株式報酬	1,056	1,056	1,056	1,056
所有者との取引額等合計	1,056	1,056	1,002	1,002
2021年5月31日残高	27,205	27,205	3,947,480	3,947,480

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数・・・3社

(2) 主要な連結子会社の名称

主要会社名：株式会社家族葬のファミリーユ、株式会社花駒、株式会社備前屋

(3) 連結子会社の増減

増加：1社（株式取得による増加）

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 連結の基礎

連結計算書類には、すべての子会社を含めており、子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループが次の各要素をすべて有している場合にのみ、投資先を支配していると考えております。

・投資先に対するパワー

・投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利

・投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力

当社グループによる支配の有無は、議決権又は類似の権利の状況や投資先に関する契約内容などにに基づき、総合的に判断しております。

子会社の収益及び費用は、子会社の取得日から連結計算書類に含めております。

当社及び子会社は、類似の状況における同様の取引及び事象に関し、統一した会計方針を用いて作成しております。

当社グループ内の残高、取引高、収益及び費用は、重要性が乏しい場合を除き、全額を相殺消去しております。

子会社に対する所有持分の変動のうち、子会社に対する支配の喪失とならないものについては、資本取引として処理しております。

(2) 企業結合

企業結合は、取得法を用いて会計処理をしております。

取得対価は、当社グループが移転した資産、引き受けた負債及び発行した資本持分の取得日公正価値の合計額で測定しております。

IFRS第3号「企業結合」に基づく認識の要件を満たす被取得企業の識別可能な資産、負債及び偶発負債は、原則として、取得日の公正価値で測定しております。

のれんは、取得対価が取得日時点における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合に、その超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益として認識されます。

企業結合を達成するために発生した取得関連費用は、発生時に純損益として認識しております。

企業結合が発生した報告期間末日までに、企業結合の当初の会計処理が完了していない場合、当社グループは完了していない項目については暫定的な金額で報告しております。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点に把握していたとしたら、企業結合処理の認識額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、その情報を反映し、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。なお、測定期間は支配獲得日から最長で1年間としております。

(3) 金融商品

① 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産については、当初認識時、公正価値に直接起因する取引コストを加算して測定し、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。償却原価で発生する金融資産に係る利息発生額は連結損益計算書の「金融収益」に含まれております。

② 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

①以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

③ 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について、当該金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の信用リスクが当初認識以後に著しく増大しているかどうか評価しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。一方、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。但し、重大な金融要素を含んでいない営業債権及びその他の債権については、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、債務者の財務状況の著しい悪化、債務者による支払不履行又は延滞等の契約違反等、金融資産が信用減損している客観的な証拠があり、当初認識以降の債務不履行の発生リスクが増大した際に、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしております。信用リスクが著しく増大しているか否かの評価を行う際は、期日経過日数の他、合理的で裏付け可能な情報を考慮しております。

金融商品の予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増加していないと評価しております。

当社グループは、上記のような信用リスクが著しく増加している状況が更に悪化したと判断した場合に、債務不履行の可能性があると判定しております。

しかしながら、上記の基準に関わらず、法的に債権が消滅する場合など、金融資産の全部又は一部について回収できないと合理的に判断される場合は、当該金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

④ 金融資産の認識と認識中止

金融資産の認識については、営業債権及びその他の債権はこれらの発生日に、その他の金融資産は当社グループが契約の当事者となった時点（取引日）において認識しております。また、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転した時点で、当該金融資産の認識を中止しております。

⑤ 金融負債

金融負債は、すべて償却原価で測定する金融負債に分類しており、金融商品の契約の当事者になった時点（取引日）において認識しております。償却原価で測定する金融負債については、当初認識時、公正価値から直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。当初認識後は実効金利法を用いて償却原価で測定しており、利息発生額は連結損益計算書の「金融費用」に含まれております。

金融負債は、義務が履行されたか、契約中に特定された債務が免責、取消、又は失効となった場合に認識を中止しております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額により測定しております。取得原価は、購入原価及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおり、期末の在庫評価は先入先出法に基づいて算定しております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、販売に要する見積費用を控除した金額で算定しております。

(6) 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、購入価格（輸入関税及び還付されない取得税を含み、値引き及び割戻しを控除後）、当該資産を意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態におくことに直接起因する費用及び適格要件を満たす資産の借入費用、並びに、当該資産項目の解体及び除去費用並びに敷地の原状回復費用が含まれております。

有形固定資産の取得原価から残存価額を控除した償却可能額を見積耐用年数にわたって、主として定額法により償却しております。定額法を採用している理由は、これが資産によって生み出される将来の経済的便益の消費の想定パターンに最も近似していると考えられるためであります。主な有形固定資産の見積耐用年数は、次のとおりです。

建物及び構築物	2～47年
機械装置及び車両運搬具	2～15年
工具器具備品	2～20年

有形固定資産の残存価額及び耐用年数は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要

に応じて見積りを変更しております。

なお、耐用年数の変更があった場合には、会計上の見積りの変更として、将来に向かって適用されます。

(7) のれん及び無形資産

① のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「(2) 企業結合」に記載のとおりです。当初認識後ののれんについては、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しており、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分しております。

減損については、「(9) 非金融資産の減損」に記載のとおりです。

② 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(b) 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産は、当該無形資産の取得原価を取得日現在の公正価値で測定しております。

無形資産のうち、耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産の見積耐用年数にわたり定額法により償却しております。償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しており、主な無形資産はソフトウェア（見積耐用年数5年）及び施設利用権（見積耐用年数15年）であります。

耐用年数を確定できる無形資産の償却期間及び償却方法は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

(8) リース（当社グループが借手となるリース取引）

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

当社グループは、リース開始日において、使用权資産及びリース負債を認識しております。使用权資産は開始日において取得原価で測定しております。開始日後においては、原

価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。原資産の所有権がリース期間の終了時までには借り手に移転する場合又は、使用権資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合には、使用権資産を供用開始日から原資産の耐用年数の終了時まで減価償却しております。これ以外の場合は、供用開始日から使用権資産の耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか早い時まで減価償却しております。

リース負債は、リース開始日において同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定しております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。財務費用は、各期間において負債残高に対して一定の期間利率となるように、リース期間にわたり純損益において費用処理しております。

なお、短期リース及び少額資産のリースについてIFRS第16号「リース」第6項を適用し、リース料をリース期間に渡り定額法により費用認識しております。

(9) 非金融資産の減損

当社グループは、四半期決算ごとに資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。減損の兆候の有無にかかわらず、耐用年数を確定できない無形資産又は未だ使用可能ではない無形資産、及び企業結合で取得したのれんについては毎期減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

使用価値は、資産の継続的使用及び最終的な処分から発生する将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローの見積額を、貨幣の時間価値及び当該資産の固有のリスクの市場評価を反映した税引前の割引率により割り引いて算定した現在価値であります。

減損テストにおいて、企業結合により取得したのれんは、取得日以降、取得企業の資金生成単位又はそのグループで、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分しております。のれんが配分される当該資金生成単位又はそのグループのそれぞれは、のれんが内部管理目的でモニターされている企業内の最小の単位で、かつ事業セグメントよりも大きくはありません。

資金生成単位又はそのグループの減損損失は、最初に、当該資金生成単位又はそのグループに配分したのれんの帳簿価額を減額し、次に、当該単位内の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分によって、当該単位内のその他の資産に対して配分し、当該単位の資産の帳簿価額を減額するように配分しております。

資産もしくは資金生成単位又はそのグループの回収可能価額が当該資産もしくは資金生

成単位又はそのグループの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を直ちに純損益として認識しております。

のれん以外の資産について過去に認識した減損損失は、報告日ごとにおいて、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の減価償却費及び償却額控除後の帳簿価額を上限として戻し入れます。

(10) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的又は推定的債務を現在の負債として負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高い場合に、引当金を認識しております。

当社グループは、連結会計年度の末日における現在の債務を決済するために要する支出(将来キャッシュ・フロー)の最善の見積りにより、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

なお、当社グループの主な引当金は次のとおりです。

(資産除去債務)

保有する有形固定資産に関し、法令、契約又はこれに準ずるもので当該有形固定資産の除却を要求される場合には、資産除去債務を認識しております。資産除去債務は、資産除去に要するキャッシュ・フローを合理的に見積り、それを将来キャッシュ・フローが発生する時点までの期間に対応した当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率で割り引いて測定しております。

(11) 従業員給付

短期従業員給付とは、従業員が関連する勤務を提供した期間の末日後12ヶ月以内に支払われると見積もられる従業員給付であります。短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識し、未払分を負債計上しております。当社グループにおける短期従業員給付には賞与及び有給休暇に係るものがあります。

累積型の有給休暇に関する従業員給付の予想コストは、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時に認識しております。また、当社グループは、累積型有給休暇の予想コストを、連結会計年度の末日現在で累積されている未使用の権利の結果として当社グループが支払うと見込まれる金額として測定しております。

なお、賞与については、過去に従業員から勤務を提供された結果、支払を行う法的又は推定的債務を有しており、かつ、当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合に負債として認識しております。

(12) 資本

資本金及び資本剰余金

当社が発行する資本性金融商品は、発行価額を「資本金」及び「資本剰余金」に認識しております。また、その発行に直接起因する取引コストは「資本剰余金」から控除しております。

(13) 株式報酬

当社グループは、取締役及び従業員等に対するインセンティブ制度として、持分決済型の株式報酬制度を採用しております。

持分決済型の株式報酬(以下、ストック・オプション)は、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、モンテカルロ・シミュレーションや二項モデルなどを用いて算定しております。また、その後の情報により確定すると見込まれるストック・オプションの数が従前の見積りと異なることが示された場合には、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

(14) 収益認識

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除き、次の5ステップアプローチに基づき、約束した商品又は役務を顧客に移転し、顧客が当該商品又は役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しております。収益は顧客への財の移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しており、値引・割戻し及び付加価値税等を控除後の金額で測定しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

履行義務の識別にあたっては、葬儀関連備品、供花、料理等の調達における当社グループの関与度合いによって、本人か代理人かの検討を行っております。当社グループの関与度合いが高い場合には、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する

履行義務に該当し、本人として収益を対価の総額で連結損益計算書に表示しております。一方、当社グループの関与度合いが低い場合には、それらの財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務に該当し、代理人として収益を手数料又は報酬の額もしくは対価の純額で連結損益計算書に表示しております。

当社グループにおいては、上記の5ステップアプローチに基づき、該当する履行義務は主に一時点で充足するものとなり、次のとおりとなります。

① 役務の提供

当社グループの役務の提供に関する収益としては、主に葬儀の売上収益及び仲介手数料収入があります。これらは、施行が完了した時に履行義務が充足し収益を認識しております。

仲介手数料については、売上原価として会計処理していた費用を売上収益から控除しております。

通常、支払条件は、施行完了後14日以内の支払とされており、契約の重大な金融要素は含まれておりません。

② 物品の販売

当社グループにおいては仏壇・位牌等の製品の販売があります。これらは、得意先から顧客へ引渡等、支配が移転した際に収益を認識しております。

通常、支払条件は、引渡後14日以内の支払とされており、契約の重大な金融要素は含まれておりません。

また、履行義務が一時点で充足されないものについては、契約の履行義務の充足等に従い対価を受領しており、当該対価を収益として認識しております。当社グループでは、ロイヤルティ収入において履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

なお、顧客との契約獲得の増分コスト又は契約を履行するためのコストについて、資産計上すべきものはありません。

(15) 法人所得税

法人所得税は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しております。

① 当期税金

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、決算日までに制定又は実質的に制定されたものです。

② 繰延税金

繰延税金は、連結会計年度の末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・ 会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引(企業結合取引を除く)によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・ 子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分に係る将来加算一時差異について、解消する時期をコントロールでき、かつ、予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が高くない場合又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高くない場合

繰延税金資産及び繰延税金負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている法定税率に基づいて、一時差異が解消される時に適用されると予想される税率によって測定されます。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当社グループが当期税金資産及び負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

繰延税金資産の帳簿価額は各連結会計年度の末日現在で再検討しております。一部又は全部の繰延税金資産の便益を実現させるだけの十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった場合、繰延税金資産の帳簿価額をその範囲で減額しております。また、当該評価減額は、十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった範囲で戻し入れております。

(16) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者(普通株主)に帰属する純損益を、各連結会計年度中の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。

(17) 重要な会計上の見積り

当社グループは連結計算書類の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しており、見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。特に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の収束時期に関しては不確実性が高く、景気の先行きについては極めて不透明な状況が続いております。当社グループにおいては、入手可能な情報を総合的に勘案し、COVID-19の影響が翌連結会計年度末まで続いていくものと想定して、会計上の見積りを行っております。

当期末におけるのれんの残高は3,625,667千円であり、株式会社AP51が旧株式会社エポックジャパンを企業結合した時に認識したのれん3,036,987千円が主な内訳となります。各資金生成単位又はそのグループののれんの回収可能価額は使用価値により測定しております。事業計画のうち、使用価値の算定に最も影響を及ぼす仮定は、葬儀件数・葬儀単価・マージンであります。これらの仮定は、過去実績、将来の需給見通し、Web閲覧者数やホール来館者数の増加のための営業関連施策の取組み等を反映しております。なお、キャッシュ・フローの見積りにおいて、経営者が承認した5年間の予測を超える期間におけるキャッシュ・フローについては、長期のインフレ率及び死亡者数の伸び率を加味し、各期とも成長率を1%として事業の継続価値を算定しております。当社グループは、資産の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に減損損失を認識しておりますが、当連結会計年度において、減損損失は認識されておられません。

(18) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ. 連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金	
営業債権及びその他の債権	7,095千円
その他の金融資産（非流動資産）	9,018千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	2,448,779千円
(減損損失累計額を含む)	
3. 担保に供している資産	
建物	1,142,715千円
土地	780,320千円
計	1,923,036千円
4. 担保に係る債務	
1年以内返済予定の長期借入金	417,441千円
長期借入金	3,189,915千円
計	3,607,356千円

Ⅲ. 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度における発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	期首株式数	増加株式数	減少株式数	期末株式数
普通株式	3,444,235株	一株	一株	3,444,235株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	期首株式数	増加株式数	減少株式数	期末株式数
普通株式	一株	38株	一株	38株

3. 新株予約権に関する事項

目的となる株式の種類	目的となる株式の数			
	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度期末
普通株式	75,000株	一株	一株	75,000株

IV. 金融商品に関する注記

1. 資本管理

当社グループは、適切な資本比率を維持し株主価値を最大化するため、適切な配当金の決定、自己株式の取得、新株予約権の付与、他人資本又は自己資本による資金調達を実施します。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制(会社法等の一般的な規定を除く)はありません。

2. 財務上のリスク管理

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク、市場リスク及び流動性リスク)に晒されております。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

なお、当社グループは、デリバティブ取引は行っておりません。

(1)信用リスク

当社グループは、与信管理規程に従い、主に営業債権について、営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、管理部門は営業部門の設定した与信限度等を定期的にモニタリングしております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。なお、特定の取引先について重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、特段の管理を有する信用リスクの過度の集中はありません。

当社グループは土地の所有者が店舗を建設しその物件を賃借するにあたって建設協力金（その他の金融資産）を差し入れる場合があります。建設協力金は、店舗の賃借期間にわたって回収するため、回収期間は長期にわたります。ただし店舗に賃借権を設定することにより、所有者が経営破たんにより変更となった場合でも破綻以前と同様の条件で店舗を賃借することが可能であるため、建設協力金に係る回収リスクは限定的と考えております。

差入保証金は、土地及び建物の所有者に対してその土地及び建物を賃借するために差し入れた敷金・保証金であり、土地及び建物の賃貸借期間終了時において再契約しない場合に回収するため、回収期間は長期にわたります。そのため当社グループは、土地及び建物の所有者の信用状況の悪化や経営破たんにより、敷金・保証金が回収不能となる信用リスクに晒されております。

連結会計年度の末日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、金融資産の減損後の帳簿価額となりますが、過年度において重要な貸倒損失を認識した実績はありません。

(2)流動性リスク

①資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、支払債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関し、当社グループは運転資金の効率的な管理による資本効率の最適化、当社による資金の集中管理等により資金管理の維持に努めております。また、当社グループは各部署からの報告に基づき経営管理本部

が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、流動性リスクを管理しております。

(3)市場リスク

①市場リスクの管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に金利の変動は借入費用に大きく影響いたします。これは、当社グループの借入金の変動金利による借入金であるためです。当社グループは市場金利の動向にあわせて借入条件を適時に見直すことにより金利変動リスクの低減を図っております。

3. 償却原価で測定する金融商品

連結計算書類において公正価値で測定しないものの、公正価値の開示が要求される資産及び負債は次のとおりです。なお、当該金融商品の帳簿価額が公正価値と近似している場合には、開示を省略しております。(注1)

	(単位：千円)	
	帳簿価額	公正価値
その他の金融資産	435,998	431,221
長期借入金(注2)	4,598,989	4,627,277

(注1) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務は短期決済され、公正価値は帳簿価額と近似しているため、上記の表には含めておりません。

(注2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(公正価値の算定方法)

(a) その他の金融資産

主として敷金及び差入保証金により構成されております。公正価値については、その将来キャッシュ・フローを契約期間に応じた国債の利回り等適切な指標で割り引く方法により算定しております。

(b) 長期借入金

元金金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引く方法により算定しております。

V. 1株当たり情報に関する注記	
1株当たり親会社所有者帰属持分	1,146円13銭
基本的1株当たり当期利益	104円34銭

VI. その他の注記

1. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(2020年6月1日から2021年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2020年6月1日残高	153,360	153,360	2,426,019	2,579,379
当期変動額				
当期純損失	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-
2021年5月31日残高	153,360	153,360	2,426,019	2,579,379

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計		
	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益剰余金					
2020年6月1日残高	25,377	25,377	-	2,758,117	7,398	2,765,516
当期変動額						
当期純損失	△2,429	△2,429	-	△2,429	-	△2,429
自己株式の取得	-	-	△54	△54	-	△54
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	1,056	1,056
当期変動額合計	△2,429	△2,429	△54	△2,484	1,056	△1,427
2021年5月31日残高	22,948	22,948	△54	2,755,633	8,455	2,764,089

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 会計処理に関しては、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。表示及び開示に関しては、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び附属明細書は会社計算規則に準拠して、作成されております。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式は移動平均法による原価法により評価しております。
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、将来の費用削減効果が確実な自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - (3) 引当金の計上基準
賞与引当金は従業員に対して支給する賞与の支出に備え、当事業年度末における支給見込み額を計上しております。
 - (4) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 表示方法の変更
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類より適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。
4. 会計上の見積りに関する注記
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目及び内容は、次のとおりです。
【関係会社株式の評価】
 - ① 当事業年度に係る計算書類における計上額：関係会社株式 2,951,219千円
（株式会社家族葬のファミリーユ：2,633,719千円、株式会社備前屋：317,500千円）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は関係会社株式の評価に際して、市場価格又は合理的に算定された価額のあるものを除き、対象会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を実施しております。当事業年度末においては、いずれの関係会社株式も実質価額が著しく低下しておらず、減損損失は認識しておりません。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 103千円

関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権 433,441千円

関係会社に対する長期金銭債権 3,540,000千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 375,197千円

営業取引以外の取引高

受取利息 35,475千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	期首株式数	増加株式数	減少株式数	期末株式数
普通株式	一株	38株	一株	38株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	6,271千円
役員業績連動報酬引当金	8,879千円
繰延税金資産合計	15,150千円
繰延税金負債	
未払事業税	△2,628千円
繰延税金負債合計	△2,628千円
繰延税金資産（負債）の純額	12,522千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	住所	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注）2	科目	期末残高（千円）
子会社	(株)家族葬のファミリーユ	東京都港区	葬儀事業及び葬儀関連サービス業	直接 100.0	経営指導等のコンサルティング資金の貸付 役員の兼任	経営指導等のコンサルティング料	375,197	売掛金	33,318
						資金の貸付（注）1	390,000	1年内回収予定の関係会社長期貸付金	400,000
						受取利息（注）1	33,666	関係会社長期貸付金	3,290,000
子会社	(株)花駒	京都府相楽郡精華町	葬儀事業及び葬儀関連サービス業	間接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付（注）1	250,000	関係会社長期貸付金	250,000
						受取利息（注）1	1,808		

(注) 1. 資金の融通の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

800円08銭

1株当たり当期純損失（△）

△0円71銭